



Title	エスノグラファーは「書くことが躊躇われること」をどう記述し得るか：ある華僑の経験に関するテクストをめぐって
Author(s)	宮原, 曜; 林, 貴哉; 岡野, 翔太 (葉, 翔太)
Citation	言語文化研究. 2023, 49, p. 181-202
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90952
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

エスノグラファーは「書くことが躊躇されること」を どう記述し得るか —ある華僑の経験に関するテクストをめぐって

宮 原 曜
林 貴哉
岡 野 翔 太 (葉 翔太)

民族誌學者如何記述「敏感資料」? —以有關一位華僑的經歷的文本為例

MIYABARA Gyo
HAYASHI Takaya
OKANO Shota (YEH, Hsiang-tai)

歷史學者及人類學者經常將記述對象理解成「清白」的存在。以「內幕消息」或「醜聞」形式傳播的資料，以及記述對象的人格，行為以及性癖等資訊，現在會視為不適當的資訊。這些資訊會被刪減，或猶豫是否應該記述這些資訊，為甚麼會出現這種情況呢？

這個問題跟以下兩個問題相關：第一，人類學者及歷史學者如何選取資訊，去描繪出記述對象。第二，對於記述歷史與民族誌方法而言，依靠甚麼準則來選取資訊。

本論文透過分析在日華僑的醜聞，探討在歷史記述以及民族誌研究中如何產生近代科學所要求的單一面向，或者單聲道的表象，並批判其缺乏反身性的側面。透過參考與知識傳達相關的參與者的定義，向這種「科學方法」提出疑問。

キーワード：文化に抗する、「状況」への参与、知識が伝達される様式

はじめに

人類学や歴史学の記述が表現の透明性と経験の直截性のイデオロギーに支配されてきたことをジェームズ・クリフォードらがおよそ30年前に批判して以降、多くの人類学者と歴史家は单一音声的ではない文化のリアリティを苦心慘憺しながら部分的真実（partial truths）として記述しようとしてきた〔Clifford, 1986〕。そこで議論の中心となったのは、その時代の制度化された

科学的表象の作法の下でエスノグラフィックな記述が「誰それの代弁をする」というかたちで、他者のリアリティを過剰に、あるいは取捨選択して翻訳してしまうことであった。近代科学的な表象の作法に支配されがちな人類学者や歴史家に対して、Writing Cultureは、「文化について書く、文化に立ちはだかって書く、そして文化のあいだで書く」ことを要求するのである [Clifford, 1986: 3]。

こうした他者のリアリティを翻訳する近代科学的な表象の作法と、そうした作法に抗って書くことのせめぎあいが、研究者と研究の対象となる人たちの間のみならず、研究の対象となる人たちと彼ら彼女らを他者とする人たちの間で顕著に見られる分野の一つが東アジアの移民を対象とした研究である。人類学者や歴史家が東アジアの移民に関心を持つ理由は、学術的、社会的な動機に加えて、研究者が自身に近接する政治的空間に対して感じる閉塞感にあると指摘することができる。こうした閉塞感は、単一音声的な記述を人類学者や歴史家に強いる近代科学的な表象の作法と無関係ではない。

こうして本稿では、「悦氏（仮名）¹⁾の経験に関する口述書」という東アジアの移民に関する一つのテクストを、参与者どうしの間や、書き手（語り手）と読み手（聞き手）の間で知識が伝達される様式に焦点をあてて読むことを通じ、人類学者や歴史家が東アジアの移民のリアリティをいかに「文化に抗って」記述することが可能かを問おうとする。

本稿の構想は、歴史家として口述書を発掘した執筆者の一人が、単一音声的な事実の認定に基づいて歴史を記述することを求める歴史学の文化にある種の窮屈さを感じ、こうした文化に抗って歴史を記述する方法を探し始めたことに端を発している²⁾。ここで「文化に抗う」という語を用いて本稿が表現しようとしているのは、東アジアを移動する移民やその周囲の人たち、東アジアの移民のリアリティを記述しようとする人類学者や歴史家たちが、近代科学的な表象の作法や、あるいは東アジアの移民や周囲の人々との間での知識が伝達される様式に抗して語ったり、書いたりすることを意味している。こうした表象の文化に迎合し、現在の基準で好ましくないとされる人格や行為、性癖について記述することを躊躇う傾向は人類学者にも見られる。本稿が人類学者と歴史家をエスノグラファーとしてひとくくりに併記するのも、人類学者と歴史家が手を携えて単一音声的な記述を強いる近代科学的な表象の作法に抗い、移民のリアリティを記述するエスノグラフィックな可能性を模索しようとするからである。

人類学者や歴史家が記述しようとする「リアリティ」についても一言、述べておく必要がある。本稿が言及する「東アジアの移民」とは、大まかに東アジアを移動する人たちを指しており、そのリアリティとは、さしあたり移民とその周囲の人たちを参与者とするリアリティである。こうしたリアリティは、参与者によって定義され、参与される「状況」(situations) と

1) 口述書に登場する人物は、一部、仮名にしている。

2) この執筆者は、本稿の執筆の過程でさまざまな躊躇いを感じ続け、本稿でもその意向に配慮して記述を控えた箇所も多々存在する。

いう語で表現することができる。アトキンソンは、「状況」を間主観的な出来事ととらえ、「『状況』には、2人以上の行為者がある程度相互に関心を払いあい、共同で何らかの活動をおこなうことが必要である」としたうえで、「『状況』は、行為者がその定義に基づいて行動する場合にのみ現実となる」と述べている [Atkinson, 2017: 29, 30]。

このような「状況」は、「言語」（と慣用的に呼ばれている文法や語彙のセット）やエスニシティ、当事者かそうでないかなどによって分断されるわけではない³⁾。本稿では、一つには人類学者や歴史家が、近代科学の表象の様式に立ちはだかってリアリティを記述することが可能になるかを問うが、それとともに移民を取り巻く人たちが、どのように移民によって定義された「状況」に抗して語ろうとするかにも注目する。そうすることで、ともすれば「当事者」とされる人たちが特権的に語ることに依存してきたリアリティについて、それを人類学者や歴史家が代弁するということも含めて、今一度、考え方を直してみようというのである。

I テクストのリアリティを記述するための方法

本稿でとりあげる口述書は悦氏の妻・トキが口述したものを、悦氏を糾弾したい他の誰かが筆記したものだと考えられる。口述書は、東アジアの移民にとっての「他者」とされる可能性がある口述者が、「移民」（移民研究の対象となり得る人物）について記述し、聞き手（読者）に何かを伝えようとしている点で、人類学者や、場合によっては歴史家が書くエスノグラフィとよく似た書かれ方をしている。

東アジアの移民に関心を持つ人類学者や歴史家の記述と口述書は、どちらも「状況」への参与者がどのように知識が伝達される様式を定義するかということに加え、同時代的な科学的、客観的記述の作法の影響を受けている。「单一音声的」であることを事実認定の基準としてきた近代科学では、口述書のような一方の立場からの記述は科学的、客観的記述としては認められ難い。口述書がしばしば「怪文書」と呼ばれるのも、また人類学者や歴史家がこの手のテクストに基づいて歴史的な叙述やエスノグラフィックな記述をするのを躊躇うのもこのためである。

「事実」の单一音声的な認定は長らく歴史的、人類学的記述を支配してきた。しかしながらさまざまな参与者が何かを語ることができる、あるいは語るべきではないとすることで生ずる「状況」を記述することは单一音声的ではあり得ない。もちろん異なる見解を併記すれば解決する問題でもない。知識の伝達に関するさまざまな様式がせめぎあう多声的な「状況」を描くためには、テクストが科学的であるか否かの判断を一旦保留し、参与者による「状況」の定義に配慮して分析する必要があるのだ。

この点に関して発話を社会的現象ととらえるバフチンの言語論は示唆的である。バフチンは

3) このため本稿では、「華僑社会の状況」という表現を極力、用いないようにし、どうしても「華僑社会」という語を用いなければならない場合は「東京の華僑社会と呼ばれる状況」などとしている。

「実際に発せられた（あるいは意味をもって書かれた）あらゆる言葉は、話し手（作者）、聞き手（読者）、話題の対象（主人公）という三者の社会的相互作用の表現であり、所産なのである」[バフチン, 2002: 30] とし、コミュニケーションのプロセスに注意を払っている。発話、そしてテクストは、誰かによって誰かに向けられる。そうであるがゆえに発話のスタイルが生ずるというのである。「語ることを躊躇う」、「書くことが憚られる」というのは、「状況」に參與する人たちの間で生じた社会的相互作用の結果なのである。

語られたことが躊躇われることと、躊躇いながら語られたことの境界に着目することは、多声的な「状況」を記述するうえでの第一歩となる。フェアクラフは、言わされたことと言われないことについて「前提」(assumptions) という概念を用い、「テクストは必然的に前提をおく。あるテクストのなかで『言われている』ことは『言われていない』が当然とされていることを背景にして、『言われている』のである」と述べている [フェアクラフ, 2012: 65]。

フェアクラフによれば「前提」と間テクスト性の相違は、前者が一般に特定のテクストに帰属されないし、また帰属できないという点にあるという [フェアクラフ, 2012: 65]。いささか同語反復的ではあるが、言われていること、書かれたことは、言われていないこと、また書かれなかったことをめぐるすべての事情に関係しているのである。そこには、話者（書き手）が受け手（読み手）や科学的記述の作法に配慮して言えなかった、書けなかったことの他に、何かを隠蔽しようとして沈黙するような場合や、すでにそのことが話者（書き手）と受け手（読み手）の間で共有されているために改めて言う必要のなかったこと、書く必要のなかったことが含まれる。また話者（書き手）が受け手（読み手）に対して語らなかったこと以外に、テクストに登場する人物が話者（書き手）に語らなかったこと、さらに受け手（読み手）が他の受け手（読み手）に向けて再発話、再記述する際に語らなかったこと、書けなかったこともある。本稿では「悦氏の経験に関する口述書」において、口述者であるトキが語ってはならないことを、どう語っているのか、一つ一つの文の終わり方や、知識の共有のされ方にも着目しつつ観察し、分析していく。

II テクストの背景

1. トキの口述書

本稿がとりあげる「悦氏の経験に関する口述書」は、日本語で活版印刷された表題テクストのみを収録した縦書きの冊子である。この文書は一部の華僑たちの間では「涙なくしては語れない告発の物語」として、また別的一部の華僑たちの間では「まともに取り合ってはいけない怪文書」として読まれてきた。

口述書は末尾に1954年10月29日の日付と住所、氏名、捺印がある。またこの冊子には「悦氏は眞の新中国代表人物でせうか！」と題する、本文とは活字の大きさや種類を異にする1枚

ものの檄文が添えられている。この別添文書は、少なくとも1955年1月27日以降に作成されたものであり、口述書の日付とは3ヶ月以上、書かれた時期に差がある。少し長いが檄文から口述書が書かれた背景がわかる箇所を引用してみよう。

ここにお送りいたします口述書は悦氏夫人自身の書いたものであります。皆様始め私達が如何に巧妙に悦とその一派に騙されてゐたかを暴露したものであります。

この正真正銘の口述書は悦氏と長らく一緒に暮した女性の書いた涙物語であります。私たちはこの女性の綴つた事実を否定出来ません。そしてこの口述書を読むに当り、私達の脳裡には疑問すら起こるのです。(引用は、仮名を用いている箇所、及び縦書きを横書きに変更している点以外は、誤字と思われる箇所も含めて原文通り再録している。以下も同様。)

悦氏の妻としてのトキの記録は口述書以外には存在せず、口述書が世に出て以降のトキの消息も不明であることから、口述書の内容をトキが誰にどのように語ったのかを推し量る資料は、この別添の文書のみである。上記の引用箇所に続く箇所では、「疑問」として、悦氏が東京華僑総会の主席として適格であるか否か、「民主的中国人」の指導者として相応しい人物であるか否かなど7項目が列挙され、「この口述書を読めば、その答えはおのずから明らかだ」と主張されている。

この説明を素直に信じるならば、トキが悦氏らに騙されていることに気づかない中国人に同情し、彼女の知る悦氏の姿をこの檄文の執筆者に語ったと解釈できる。外から見て悦氏がどのように見えるのかを読み手に知らせようとしていると考えられる。檄文の執筆者は読み手に「皆様」と呼びかけ、「私達」とも「民主的中国人」とも言いかえている。「私達」には見えない悦氏の姿を読み手に伝えることで、悦氏を要職から追いやろうとする執筆者の政治的な意図を果たそうとしているのである。

口述者であるトキがそうした意図をどこまで理解していたかは、その後の東京華僑総会会長選出をめぐるトキからの発言や行動もなく、定かではない。だが、読み手である「華僑たち」がトキの外部者としての参与観察と口述によって自分たちのことを知ろうとしている点は注目に値する。檄文の執筆者は7項目の疑念のうちの一つとして、「私達は依然として日本に於いて笑われ者にならなければならないのでせうか!」と書いている。当事者のごく近くにいて、周囲で起こっている出来事が見えない人たち、見えていても語ることができない人たちと、そこから少し離れたところにいてその出来事を見ることも語ることもできる人たちの間の、知識のせめぎ合いがここには見られるのである。

2. トキの視点による悦氏との結婚生活

トキは新潟県六日町の出身で、1931年に悦氏と結婚する（表1は口述書に基づく悦氏とトキ

の略年譜である)。夫の悦氏は1906年、日本統治下の台湾・高雄で生まれ、青年時代に当時は「内地」であった日本の東京に渡った(上京した)⁴⁾。

第二次世界大戦後、悦氏の故郷である台湾は日本の統治を離れ、悦氏ら日本に居住する台湾出身者は「華僑」と呼ばれるようになっていた。悦氏は1951年から、「華僑」の団体の会長を務めていた。悦氏が会長を務めた東京華僑総会は、1949年に建国した中華人民共和国を率先して支持した組織である。戦前から日本に住む台湾出身者のなかには、戦後、台湾が国民党の政治的な抑圧下に置かれたために、国民党に否定的な立場を示した者も少なくない。悦氏もその一人で、1954年には華僑枠で中華人民共和国の第一期全国人民代表大会代表にも選出されている。

表1. 悅氏とトキの略年譜

年	トキ	悦氏
1901年	新潟県で生まれる。父は山本仁太郎。	
1906年		台湾の高雄で生まれる★。父は悦三連。
1924-25年ごろ	両親のすすめる縁談を断って上京(23歳)。共立女子職業学校に進学。	18歳のとき、両親に黙って上京。右翼暴力団の子分となる。露店の取締、借金の取立、家屋の明渡しのほか、「時には大勢の与太者を連れて暴力団にも早変わり」していた。カフェーの女きみ子と同棲。半年で解消。
1927年頃	群馬県内の学校に教員として就職。弁護士と見合いするも、大学生と恋仲になる。両親の反対で大学生と別れ、同時に両親とも疎遠になる。再び上京。	東京不動産協会の看板を掲げ、「キセルの袴に黒紋付の羽織を着用し、右手にステッキを振り回して大通りを闊歩」。このとき悦氏は有田という姓を使用していた。
1927年から31年	トキ、東京不動産協会で務める。トキは悦氏の同居人より、悦氏は「熊本生まれの弁護士」と聞いていた。その後、トキは別の同居人より悦氏が台湾人であることやきみ子のことを聞かされる。	
1931年	トキと悦氏が結婚。二か月後、刑事が自宅を訪ね、悦氏ほか同居人2人を連行。トキ、刑事より悦氏が「なかなかの淫福家」であることを聞かされる。悦氏が朝鮮人の家の明渡しを断行したところ、殴り込みに遭い、大乱闘となる。	
1932年	トキと悦氏、二人で台湾の高雄に帰省。トキは初めて、悦氏は8年ぶり。	
1934年	長男誕生。このとき、トキが悦氏の籍に入ったと思われる(トキは「入籍」と表現) ⁵⁾ 。弟の明和が進学のため上京 ⁶⁾ 。	
1937年頃	品川の土地を悦氏が担保流れで取得。トキは有田姓を用いて登記し、トキの父に抵当権を設定。新築した家の後金を大工へは払わず。	
1938年頃	悦氏伝いで性感染症になる。	トキの内親、会社の事務職員、女中、芸妓と恋愛。花柳病も治らず。
1939年	長男が亡くなる。	

4) 「第一回全人代代表、東京華僑総会元会長 悅氏顧問を追悼」『華僑報』第1097号(1988年11月15日)。

5) 1933年、「内台共婚法」が成立し、内地戸籍を持つ日本人と台湾戸籍を持つ台湾人との間で法律婚が出来ることとなった。これにより、互いの家に入籍できるようになる。なおこれ以前の日本人と台湾人の婚姻は戸籍上において「内縁夫婦ノ関係」を持つだけか、戸籍上に「内縁夫婦ノ関係」する記載されない夫婦関係が多数存在していた。この点は黄[2013]を参照。

6) トキの口述書によると、明和は玉突き、女遊びに明け暮れ、最後は窃盗罪で警察の世話となり、その弁済を「私たち」が行ったという。明和は1944年、持病が悪化し東京の中野療養所で亡くなった。

1942年	警察より悦氏が「前科者（窃盜前科二犯）」であることを知らされる。	差押事件で大崎署へ留置。
1944年	悦氏とかねてより噂のある髪結いの女性が、二か月の赤子を会社に置き去り。トキが女性のもとへ行き、子を引き取らせる。	
1945年		終戦。仕事が全部だめになり、朝鮮人の知人の紹介で成田という女性と漁業を始める。また成田は悦氏の妾となる。成田の妹、成田の紹介で知った満洲帰りのダンサーと関係を持ったほか、台湾人の宋宗蒼と二重結婚する。宋の母とも関係する。
1949年	再び病床に臥す身となる。	宋を「私の妻です」と周間に紹介。披露宴も行う。
1950年	悦氏が生活費をくれなくなる。	
1951年	右肺がシューブを起こし入院。	東京華僑総会会長となる★。
1954年	トキが住む家の税金を滞納し、税務署に差し押さえられる。トキは悦氏の「いやがらせではないか」と疑う。	全国人民代表大会の日本華僑代表として、中華人民共和国に一時渡航(生活の拠点は日本)★。
1955年	口述書が完成。	東京華僑総会会長の任期を終える。会長の再任を固辞。
1957年		新理事会で呂漱石を会長に選出するも、呂が固辞し1959年7月まで正式な会長が決まらず★。

岡野翔太が「口述書」と『華僑報』をもとに作成。★は東京華僑総会機関紙『東京華僑会報』(1957年に『華僑報』と改称)を基にしたものである。

3. 口述書が配布された時期と背景

口述書は、書かれた日付から9ヶ月が過ぎた1955年7月の東京華僑総会理事・正副会長選挙の時期に関係者の間で流れていたようである⁷⁾。東京華僑総会ではこの時期、第八期理事会選を兼ねた会员大会が開かれていた。新たな理事の互選による正副会長の選挙も行われたが、副会長は選出されたものの、会長選出に至らなかった。会長選挙では、候補に賴正山、甘文芳、悦氏、呂漱石、廖春木（いずれも台湾出身）が推薦されたのだが、賴正山と悦氏が固辞し、他の三人は出席していなかったため保留となつた⁸⁾。

このとき理事会の空気は悦、甘両氏のうちから会長を出すという雰囲気であったが、悦氏は甘氏を推薦し、甘氏はそれを固辞し、代わりに具体的な人物を推薦して「新進の士にやらせるべきだ」と主張した。押し問答の末、結局、会長は決まらなかつた。この一連の動向を報じた1956年1月10日付の『東京華僑会報』では、「理事会の間で『実績』を尊重するのと、会長になる『資格』をやかましくいうのとが相交叉し」、「話が出来るような雰囲気を作つて徹底的に批判し合うのではなく、何かくさいものにふた式で（中略）陰で微妙な動きにまで発展した」

7) 王一平「総会を中心に団結せよ」『華僑報』第75号（1957年8月21日）。

8) 「副会長呉・陳両氏再選 新理事会 会長選出にいたらず」『東京華僑会報』第40号（1955年8月25日）。

ことが、話し合いが成立しない理由だとされた⁹⁾。1957年の『東京華僑会報』には、東京華僑総会会長名義で悦氏の新年の挨拶が掲載されており、結局、悦氏が会長職を引き続き請け負ったことがわかる¹⁰⁾。

55年の理事・会長選のときに出まわった口述書は1957年の理事・会長選のタイミングでも再び出まわった。様式などが完全に一致しているかは定かではないが、55年の文章を読んだ王一平によると、57年の文章は「内容も同一だ」という。王一平の別の記事は口述書について、1957年8月21日付の『華僑報』上で意見を述べ、それを「悦会長の過去における私生活上のスキャンダル」を綴った「悦会長をヒボウする怪文書」だとした¹¹⁾。そのうえで次のように「怪文書」を流した人物の企てを分析し、混沌とする総会会長選挙についての意見を述べている。

(口述書の) 真否はともかくとして、その古いもののことさらに流すということは私怨か又は国民党¹²⁾特務の仕事としか思われない。即ち全国人民代表である悦会長の古いキズをことさらにあばき立て、会長及び人民代表の座から引きずりおろし、失脚させて快哉と叫びたいからであろう。併しこのやり方は華僑の団結を破壊すること以外の何ものでもない。

1950-70年代、中華民国はエージェントを派遣して、日本にいる台湾出身留学生や在日華僑を監視していた。そうしたエージェントは中華民国と反対の立場の人びとから「特務」と呼ばれていた¹³⁾。王一平は、この「怪文書」を鵜呑みにして悦氏への「人身攻撃」をすることは「国民党に利するような行為」であるとし、55年の会長選のときのように57年の会長選でも、会長が選出されないようなことを「再び繰り返してはならない」とした¹⁴⁾。

その後、1957年8月に開かれた東京華僑総会の新理事会で、欠席していた台湾出身の呂漱石が会長として選出された。しかし、呂漱石は「一身上の都合でどうしても就任できない」と固辞し¹⁵⁾、1959年7月に同じく台湾出身の甘文芳が就任するまで会長職は空席となっていた¹⁶⁾。

9) 「解決迫まる会長問題 各地僑胞から強い要望」『東京華僑会報』臨時増刊号第44号（1956年1月10日）。

10) 「中日国交回復の実現へ」『東京華僑会報』第57号（1957年1月1日）。

11) 王一平「総会を中心に団結せよ」『華僑報』第75号（1957年8月21日）。

12) 東京華僑総会は中華人民共和国を支持するという性格上、当時、「中国」の正統政府として日本と国交を有していた台湾の中華民国と対峙していた。東京華僑総会は「中華民国」という国家の存在を認めていないことから、「国民党」という言葉で、台湾を統治する政府や、その政府を支持するシンパを名指していた。

13) 横浜華僑総会正常化弾圧事件裁判資料集刊行委員会編〔1977: 57-58〕を参照。

14) 王一平「総会を中心に団結せよ」『華僑報』第75号（1957年8月2日）。

15) 「呂漱石氏就任を固辞」『華僑報』第76号（1957年9月1日）。

16) 「満場一致の支持により 甘文芳氏新会長に」『華僑報』第141号（1959年7月21日）。

III 口述書が語っていること、語っていないこと

口述書では、口述者であるトキが上京してから病床に臥した現在までの半生を悦氏との結婚生活を中心におおよそ時系列に沿って語っている。口述を通してトキは、①いかにトキが夫・悦氏を献身的に支え、暴力団との交友を断ち切り、立ち直らせたのか、②戦後、いかにトキが巨万の富を築いた悦氏に冷遇されてきたのか、③悦氏がいかに悪辣な人間で、東京華僑総会会長に相応しくないかを、①②では主に読者に、③は東京華僑総会の関係者に訴えようとしている。以下では、口述書を詳細に検討することで(1)トキが伝えようとしていること、(2)口述書の読み方、(3)登場人物が語ろうとしなかったこと、(4)筆記者の政治的な意図を検討し、論点を抽出してみよう。

1. トキが伝えようとしていること

トキは六日町の裕福な家庭に生まれ、何不自由なく育った。冒頭では、進歩的な女性であろうとするトキが旧家の古い価値観を持つ両親、職業婦人を結婚相手にふさわしくないとして白眼視する世の男性、進歩的な女性をもてはやす世相の間で、次第に居場所をなくし、悦氏の事務所に職を求めざるを得なくなる経緯が説明されている。トキを受け入れてくれるのは、悦氏の周囲しかなかったのである。

今日、口述書を読む読者は、恵まれた家庭に育ったトキが悦氏と出会い、半ば強いられて関係を持ち、結婚したことでの悲惨な運命に陥る物語として口述書を読みがちであるが、末尾の部分を除いた口述書のほとんどの部分において、文章に弱々しさではなく、自分の人生は自分で切り拓いていくという気概に満ちている。トキは大正期の進歩的な女性としてキャリアを求める反面、人望家であった父と旅館の経営を切り盛りしていた母に顔向けできる結婚生活も望んでいた。現在の読者は後者の面をとらえて、トキの人生を「悦氏に翻弄された人生」とみなしがちだが、それは女性をひとくくりに男性に従属する存在とする先入観と、トキが自らはどうすることもできない事態に巻き込まれ、それを受け入れ、後から事態の意味を知るという本テクストに一貫して見られる物語のパターンによるものであると考えられる。だがこうした先入観を取り除いて口述に向き合うと、トキが、悦氏によって筆舌に尽くし難い困難に直面するものの、なんとか悦氏を立ち直らせるべく、プロデューサーの役割を果たそうとしていることに気づく。

この点は悦氏の逮捕を機にトキが悦氏の稼業について知ることとなり、稼業に関わるグループと縁を切らせ、悦氏を「出世」させようと決意する場面によく現れている。悦氏が右翼暴力団と関係を持ち、露店の取り締まりや借金の暴力的な取り立てに関わってきたことが明るみに出るにつれ、トキは悦氏との結婚生活の行く末について思い悩む。しかし、そこで焦点となっているのは結婚生活の継続ではなく、トキが悦氏を「出世」させることができるか否かという

ことである。口述書において「出世」の具体的な内容は明らかではないが、トキは「前科さへなかったら、キット私の力で真面目な人間に見せる。何の恥になろう」として、自分の力で悦氏を「出世」させることができると考えている。悦氏に窃盗の前科があったことは、その後、差押事件で悦氏が留置されたときに発覚する。それまでトキは、悦氏の前科の有無をしきりに気にして、台湾に帰省したときにも、悦氏の父親に確認している。

前科の有無を知りたい事等を父に話したら、弟明徳が郡役所へ行って戸籍抄本をとり、東京の警察から何回か照会はあったが前科はないとの返事でした。

口述書の本文ではほとんどの箇所で文末が「である」、「であった」で終わっている。しかし、いくつかの箇所では、上の文のように「デス・マス調」が用いられている。「デス・マス調」が用いられる理由はいくつか異なるバタンがありそうだが、ここではトキの意思ではいかんともし難い客観的事実を一種突き放して記述しているように思われる。後に発覚するように悦氏に前科がなかったことは事実とは食い違うが、「前科はない」と義父から伝えられたという事実のみを表現しているのである。

トキは、当初、悦氏に前科があった場合は離縁すると心に決めていたが、実際に悦氏に前科があることがわかったときには、衝撃を受けながらも悦氏との夫婦関係を続けている。

一方警視庁では毎日悦の被害者の投書あり、係りの上村警部補は君の亭主は前科者である事を知つてゐるかと聞かれた。私は台湾迄行って調べたがなかつたから、それはうそですと云つたら、ではと調書を見せてくれた、窃盗前科二犯、私は目まいがした、大勢いるのでじっとこらへていたが、こらへ切れず泣き出した。…君はだまされていたのだ、離縁したければ相談にこいよ…

あれほど悦氏の前科の有無を気にかけていたトキが、悦氏の前科が判明して、なぜ離縁しなかつたのだろうか。逮捕に際して、悦氏は警察署に差し入れに来たトキに「お前の恩は一生忘れぬ、体を大切にしてくれ、早く釈放を頼む」と鉛筆書きされた紙切れを渡しているが、それにはだされたか、それとも太平洋戦争の激化が影響したのか、いずれにしてもこの時点でも、後にトキが病床に臥すようになり、悦氏が彼女のものを離れていても、自らの力で悦氏を「出世」させたことに満足しているのである。口述書の終わりの最後にトキは人生を振り返り、次のように述懐している。

静かに病床に横わって、二十年の越し方をふり返り、なんと波瀾の多かった事だろう、でも私は、父・三連との誓ひは果したつもりだ。それは悦氏を暴力団の仲間から引きはなし

た事だ。もう死んでもよい、否此度は死ぬかも知れない。悦氏はかえらなくなつた、なんだか晴々した様な気分になって静かに家庭で療養生活に入った。

2. 口述書の読まれ方

口述書を読む今日の読者がトキを悦氏に人生を翻弄された被害者とみなしがちであるのとは違い、口述書が書かれた1955年当時の読み手は、夫を「出世」させようとするトキの口述の意図を十分に汲みとっていたと考えられる。語り手（ないし書き手）は読み手の疑問や反論をあらかじめ予想し、語り手（書き手）が訴えようすることに最大限、読み手が同意できるように表現を工夫する。「デス・マス調」で終わる次の文は、先に紹介した用法とは別にそうした読み手の同意を喚起し、読み手の怪訝を払拭することを意図したものである。

こんな事をどうしてかくかと申されるのですが、二三年前新橋の王さんに遊びに行つたら、陳さん（宋宗蒼と仲よし）の奥さんが私に「貴女は二階から悦さんにけ落された事があるそうですね」と言われた。悦氏はこんな事迄他人に話して悪宣伝に利用している故、ここに記す気になりました。

このことを踏まえると、悦氏の奔放な女性関係をトキが非難しているように見える箇所も少し別の読み方をする必要がある。

先天的か後天的か悦の恋愛を特徴づけるものは肉体的行動的の点で、素人娘はみなこの毒手に犯され、責任の大部分は悦氏が負ふべきものです。恋愛をして精神的に恒久的に育て高めて行く様ないとまを光源氏やドン・ジョバンニや悦に求めたとててんから無理な話だ、その被害者の一人が私です。彼は死ぬ迄に千人の女子を犯す事を目標としていると常に豪語して、家に手伝いに来た私の肉親から女中は申すに及ばず、さては会社の事務員商売女は云うも更なり、道楽者の常として家庭はつましく、氣に入らねば打つ・ける・なぐる始末です。

なぜトキは「その被害者の一人が私であった」、「氣に入らねば打つ・ける・なぐる始末であつた」と語るのでなく、「デス・マス調」を用いたのだろうか。前節で述べたようにこの口述書において「デス・マス調」は客観的事実を一種突き放して記述する場合に用いられている。だとすればここでの「デス・マス調」は、悦氏の行状に関して世間が評価を下すとしたらかくのごとくなるだろうといったものであろう。それは「デアル調」を用いて表現されるトキの評価とは自ずと異なっていると考えられるのである。

このように見てくると口述書においてトキが「デアル調」を用いて淡々と語り、1950年代の

読者にとってもすんなり読める箇所が、語り手と読み手が共同して生み出した「状況」であると考えられる。それは男性に従属し、翻弄された生き方とは少し異なる大正期の進歩的な女性の生き様だとも言えよう。次節では、さらにテキストに登場する人物の間で何が語られ、何が語られなかつたかに着目して口述書を読み返してみよう。

3. 登場人物が語ろうとしなかつたこと

発話や書かれたテキストにおいて、語られたことと語られなかつたこと、書かれたことと書かれなかつたことの間には、科学的記述の作法や、知識の伝達に関する「状況」への参与者の定義が介在していると考えられる。それは口述書に登場する人物の間にも見られる。口述書で語られたトキの半生は、口述者のトキがはじめは知らなかつたさまざまな事実を次第に知っていく過程であるとも言える。こうした事実のそれぞれがどのように語られずにいたのか、見ていくことにしよう。

(1) 悅氏とは誰なのか

トキは、悦氏の事務所に職を得て、半ば強いられて悦氏と関係を持つに至った当初、悦氏の素性について全く知らなかつた。悦氏の同居人たちは、そのことについて多くを語ろうとしないが、徐々に悦氏が台湾人であること、少し前まで内妻が居たが悦氏によって追い出されたこと、悦氏とトキの結婚が悦氏の計画によるものであったことなどが明らかになっていく。トキが悦氏の「大変な事」を知るのは、ある一件で悦氏が警察に留置されたときである。

悦初めグループは口を閉じて語らないが、差入れに度々行く内に、大変な事を知った。當時五反田小山界わいで名の知れた親分松本芳市の児分で多数の中で齊藤、小島、館、台湾人の悦はそうそうたるメンバーで五反田、小山の露店の取締り、借金の取立、家屋の明渡時には大勢の興太者を連れて暴力団にも早変りする。この連中は一年の半分は留置場暮らして、前科がなければばがきかぬそうだ。

これらの事実は、悦氏はもちろんグループの仲間たちは、当然、知っていたことであるが、トキに対しては語られずにきた。トキにとって最大の関心事であった悦氏の前科の有無も、ずっと後になるまで秘されてきた。悦氏らがどのような人物と関わりがあるのか、どのような方法で金を稼いでいるのかは、グループの外には語られないようにされている。

これに対して悦氏の父・三連は、悦氏とトキが台湾に帰省した際、彼の知っていることを込み隠さずトキに話している。トキが父の期待に答えようと決心したのもこのためである。

父は悦氏に色々とさとし、私には悦氏は少さい時から乱棒者で継母と不和の為上京したが、

折角縁あつて夫婦になったのだから、生涯を仲よく暮す様よろしく頼むと言られた。私は前科のない事に安心し必ずや父の期待に沿うべく決心した。

(2) 語ってはならないこと

悦氏はある事柄についてトキに語らないだけではなく、トキが他の誰かに向けて語ろうとすることにも干渉する。悦氏の元には悦氏の弟・明和が身を寄せていたが、何かとトラブルが絶えなかった。このため妹・秀美を引き受ける際には、仲介者を立てて、何か問題が生じたら台湾に送り返すという約束をしていた。

妹秀美は大妻高女へ入学したが、店員の集金を私に無断で度々使用するので、その事を私が追究すると、この金は兄さんが働いて得た金だ、私に余計な事を云うなど云ふ、其他諸々の事あり、最初明和の不良にこりたから、秀美の上京には条件をつけた。明和の様では困るからと。義弟の蘇さんが中に入つて左様な事があつたらすぐかへらせるからとの約束をした。私は早速蘇さんにこの旨をかき送った。蘇さんから秀美宛に來信あり悦がこれを怒り、物も云わずに私を二階から落した。一時呼吸が止つた、

これまで悦氏は自らの行動や生い立ちについて、トキに何も語つてこなかつた。今度は逆に悦氏の知らないところで、トキが他の人に身内の話をした。悦氏は「外」に対して身内の誰が何を話すかを厳しくコントロールしようとしており、それが悦氏を逆上させた理由であろう。先に引用したように、悦氏はトキを二階から蹴落としたことをいろいろな人に語つており、トキが主体的に何かを語るのが咎めだてされるのとは対照的である。

周囲の発話をコントロールしたいという悦氏の願望は、悦氏に隠し子問題が発覚した際にも観察できる。かねて悦氏と噂のあった山田美代子が赤子を連れて事務所を訪れ、「悦が赤子を引き取ると言つた」と主張した。悦氏は、トキにはその子は「自分の子ではない」と言い張つた。高山弁護士の助言によつて、トキが赤子を悦氏に引き渡そうと会社に行つたが、悦氏はとり合はずに出で行つてしまつた。仕方がないので、トキは赤子を連れて女性のもとを訪れ、女性と交渉して赤子を引き渡したが、帰る際に山田の兄弟に散々殴られた。

悦氏の隠し子についてトキは全く知らなかつた。トキが悦氏に対して「注意」とすると、悦氏は「貴様は何を嫉妬するか」とトキを殴つたといつ。隠し子のことでは、トキにとやかく言われたくないのである。このときトキは、悦氏に前科のことを話し、「私をだましたネ」と問い合わせている。悦氏にとって隠し子の問題に関してトキがとやかく言うことは、悦氏の関知することに対するトキの介入であり、悦氏はそれに対して、暴力を用いて沈黙させようとする。しかし、悦氏の前科に関する問題は、トキが「知る権利のある問題」であると悦氏も認めざるを得ない。このため前科に関して悦氏は何も語らない。

(3) 悅氏と宋宗蒼との関係

語られることと語られないことが現実の人間関係と複雑に絡みあっているのが悦氏と宋宗蒼の関係である。宋宗蒼は後に悦氏の妻同然の存在となる女性である。悦氏は戦後、台湾から日本に引き揚げてきた宋宗蒼の母である孫某と知り合い、台湾で孫と関係のあった日本人から手切金をとる手伝いをしたことをきっかけとして許と関係を持つに至った。時系列は定かではないもののほぼ同時に孫の娘の宋宗蒼とも関係を持ち、そのことを苦にした母親の孫は自殺する。

始めの頃、トキは悦氏と宋宗蒼の関係を知っていたが特にそのことをとやかく悦氏に言おうとしたかった。宋のところではなく、別の女のところにいるものと思っていたのである。しかし、悦氏は同国人の手前、娘の宋宗蒼をそのままにしておくわけにもいかないということでパンパンハウスを経営させるようになった。また母親が自殺した宋を憐れみ、孫の遺骨を「事もあろうに」亡くなった長男の墓に入れる。トキはこのことに激怒し、悦氏を非難する。

悦氏にとって、孫の自殺については、「同国人の手前、語られてはならないこと」であり、息子の墓に埋葬しているのもそのためであった。一方、「亡くなった息子の墓に情婦を埋葬したこと」は、悦氏にとって「語って欲しくないこと」であったと推測される。悦氏はこのことに対するトキの怒りを十分、わかっており、宋のところから帰宅すると、トキが何か文句を言う前に怒りを露わにし、トキに何も語らせないようにしている。

たまに自宅え帰ると、鬼の様な顔をして、私に文句を云われない先にハシの上げ下げに小言云い、はては口論の末、これでも出て行かぬかと打つ、ける、なぐる、私は悦の顔を見るのがいやになった、この様に私の心の変化する様に悦は私をギャクタイしたのだ。

興味深いのは、悦氏と宋宗蒼の関係がトキも含めた特定の範囲の人間関係の間で隠されていない点である。悦氏は、他の女性についてトキに知られないようにしてきたが、宋宗蒼については隠そうとはせず、周囲が語るに任せていた。

トキは、宋宗蒼の母親の埋葬も含めて悦氏が世評を気にしなければならない範囲を「同国人の手前」¹⁷⁾と語っているが、悦氏が世評を気にしなければならない範囲とそうではない範囲との境界は台湾人と日本人の間にあるというわけではない。男性と女性が「結婚」した状態にあるのは、法律的にそうだというのとイコールではない。ある社会では一連の儀礼の過程を経ることが必要だろうし、性的な関係の有無が中心的な意味を持つ場合もある。悦氏の周囲では、その関係について知っていること、あるいは周囲の人が知っていることを知っていることが要件となっているように見える。

17) 戦前のトキの記述では、台湾と東京の関係は、地方と首都の関係であったが、戦後は、「同国人」として日本とは区別され始めている点は興味深い。

悦は宋を連れて知人を訪れ「これは私の妻です」と照介したとその人は笑つていた。宋と同棲してゐる田村町¹⁸⁾の邸宅に知人を招き結婚の披露宴もやったと聞く。著者パールパックの大地という小説に、王さんが妾を貰う度に宴会を開いて知人を招待している。本妻を離縁もせずに（知らぬ人なし）これも悦式か、東京廣しと雖も初耳です。

この口述で「結婚」の要件に関して悦氏とトキとの間にずれがあるのは明白である。トキにとつては結縁し、離縁しないこと（「縁」の内容はともかくとして）であるのに対して、悦氏にとつては婚姻関係を知人に「お披露目」することである。発話されないこと、発話されることという点から言えば、悦氏にとって結婚は人に発話されることによって成立すると言えよう。

4. 筆記者の政治的な意図

口述書の最終部分では、突如、それまでからトーンが変わる。悦氏のこれまでの所業が批判され、悦氏を会長とする東京華僑総会の組織力の弱さが糾弾されるのである。それまで口述書では「デス・マス」調がトキの意図に外在する客観的事実を表現するために用いられてきたが、下記引用箇所を境に「東京華僑総会」という団体名が頻出するようになり、記述も口述書に添えられた檄文と同様の糾弾するようなトーンに変化する。

廿九年の五月頃は隣家の古俣常吉方に刑事が来て、私が情夫があるや否調べさせたり、同じ頃この家の税金（年式万式千円位）を滞納として税務署に差押えられたり、これみな悦氏のいやがらせです。…そして表面は東京華僑総会会长、裏は金貸し、金力と権力の前に悦の人格に疑をもつ人も迎合している。

これより後、糾弾は疑問文とその答えからなる問答形式をとり、「だ」で終わる断定調が目につくようになる。

これで正しい政治が行われるのでしょうか。…組織の力がよわいから、悦氏の様な人間が会長になりのさばっているのだ。…昭和廿五年三月頃は、悦の全財産は壱千万円だった。彼もかく申し、私もそう思っていた。それから四、五年、商売もやらずに、どうして貳億円になったのか。…金貸し以外に方法はない。

「金貸し」という悦氏の具体的な生業が記されるのは、実はこの箇所が最初である。このような語調の変化からも、この箇所では口述者であるトキとは別の者（檄文の著者のような人）の意

18) 現在の東京都西新橋界隈。

図が前面に現れている可能性が高い。

当地では男女同権、民主主義なんて云つても、口だけの話です。金のある者は常に勝つ、事の正邪はさておき、悦の様な人間は最も悪質だ。会長の椅子を利用して、東京華僑総会にある帳簿もインチキだ。第一中央大学卒業なんて履歴詐称だ、

この箇所の前後で、トキは悦氏に「泣かされた」数多くの女性の代表に仕立て上げられる。そうすることで悦氏が、全ての女性の敵であり、女性の権利を大切にする中華人民共和国にとっても糾弾すべき存在であることを読み手に訴えようとしているかのようである（このことに関連して、悦氏の妻・宋宗蒼は『東京華僑会報』（1954年10月1日）臨時号に、中国紅十字会の李徳全女史一行の来日に際し、「私達華僑の女性といたしまして、まことに感激にたえません」とする一文を寄せている）。

この間興安丸で中国からの帰国者のインタビューで記者の質問に対して婦人の答「あちらでは婦人の権利が尊重されて男が却って氣の毒みたいです」と、ゆうべは又中国視察代表団の座談会で中国は女の国だとたたえている、なんて朗らかなひびきを持つ言葉だろう。…私も人間なら欠点も多くある。でも誠心を以て悦につくした事は断言出来る。早く中国政府でなんでも正しく裁いてくれる日を希望する。泣いている在京中国人女性の為にも。

ここでの「私も人間なら欠点もある」という口述は、それまでのトキの自信に満ちた語り口とは異なった印象がある。女性の宣言や権利の保護を訴えていながら、ここでの口述は、女性は男性に虐げられ、自らの力ではそこから逃れることのできない弱な存在との見方から離れていない。トキがそうした立場で口述したわけではなかったことは、すでに述べたとおりである。

ここまで分析をここでまとめておきたい。トキの口述書は、トキの口述を中心とした最終ページまでの部分と、筆記者の政治的意図が色濃く見られる最終ページに二分される。トキの口述部分では、トキが夫・悦氏の「出世」をいかにプロデュースしようとしてきたかが、大正期の職業女性の苦難を知る読み手に対して語られている。一方、最終ページでは、口述書に添えられた檄文と同様に、おそらくは東京華僑総会の関係者や一般の華僑を主要な読み手として、あたかもトキとは別の人物が口述したかのように、悦氏が指導者としていかに不適格であるかが訴えられている。

発話や記述が、話し手（書き手）が知っていることを、それを知らない受け手（読み手）に伝えることだとすると、この口述書では、知識の伝達に関して二つの異なる様式を区別する

ことができる。悦氏の生業や交友関係、前科について、トキは悦氏からいっさい知らされてこなかった。これとは対照的に悦氏と宋宗蒼との結婚について、悦氏は広い範囲に知らせようとしている。前者の様式では、知識は当事者のごく近い範囲で語られないままで共有され、周囲には秘匿される。一方、後者の様式では、広い範囲に知識が伝達される。

知識の伝達に関する二つの様式は、口述書の読み手の間に敷衍させて考えることもできる。口述書の読み手は、広い範囲で共有された悦氏の表の顔についてはよく知っている。その一方で、トキが語った内容のある部分については、口述書を読むまで知らされずにきた。悦氏の周囲の東京華僑総会に関わる人たちのリアリティは、さしあたり口述書に登場する話し手と聞き手、及び彼ら彼女らと部分的に重なる口述書の話し手（書き手）と聞き手（読み手）の間で何が語られず、知らされないかに関わっていると言えよう。次に、ある知識が当事者のごく近い範囲でのみ共有され、周囲に秘匿される意味について、またそうした知識が語られることの意味について、トキの口述（語られるべきではないとされることを語ること）と、人類学者や歴史家の記述（書くことが躊躇されることを書くこと）の類似性を念頭に置きつつ考察してみよう。

IV ディスカッション

1. 「状況」への参与

これまで述べてきたように口述書に書かれたトキの半生は、はじめは知らなかつたことをトキが次第に知っていく過程であった。悦氏から直接、語られることはなかつた事実（知ってしまえばどうということもない事実も含めて）を知っていくことで、トキは悦氏と周囲のローカルな「状況」に参与していくのである。

悦氏の周囲には「事実」が広く語られる、ないし語られなければならぬとされる場面（「状況」）もある。より正確に言えば、広く人びとの間で知られることによって、人びとの間で共有された「事実」とされる知識がある、ということである。例えば「結婚」は、それが「結婚」として広く語られることで、そうではない男女の関係とは区別される。台湾に帰省した際の、父・三連との会話からうかがわれるよう、悦氏とトキとの結婚も、当初は広く語られた「事実」であったと推測される。それが「結婚」として語られなくなるにつれて、「語られることのない男女の関係」に埋没していくのである。

悦氏の領袖としての「名声」は、このように広く語られたことに基づいていると考えられる。一見すると、ここでの「名声」はなんらかの不都合な「事実」が意図的に隠されることで得られたものであるかに見える。口述書の添書きに見られるような、「隠された事実」を暴露しようという発想が出てくるのもそうした論理による。しかし、見方を変えれば、悦氏の周囲には「語られること」と「語られないこと」があり、そのうち「語られたもの」が「事実」として社会的に認知されている、という解釈も成り立つ。「語られない知識の共有」は、「状況」に参与す

る条件ともなるが、人びとが共有していると信じている知識が語られないため、その境界は必ずしも可視的ではない。何かが「語られること」は、そうした不可視の境界を確認する機会となるのである。

2. 二重の「状況」

ここで私たちは、「状況」への人びとの参与をめぐってちょっとした矛盾の存在に気づくであろう。「語られない知識」を共有する人たちと、「語られた知識」のみを共有する人たちという知識の伝達のされ方を異にする二種類の人たちの間に、二重の「状況」が生じているという矛盾である。「語られない知識」を共有する人々は、まさにトキがそうであったように、当事者たちから直接には語られないことを、語られないまま知っていく。そこで人びとが共有していると信じている知識が部分的であり、不完全であることこそが、人びとが参与している「状況」の特徴なのである。

「はじめに」でも述べたように、このような「状況」は「言語」やエスニシティによって分断されるわけではない。悦氏が悦氏の生業や生い立ちについてトキに語らなかったのも、トキが台湾出身者ではなかったからではなく、悦氏とトキの間である種の「状況」が共有されるためには、語られない何かが必要だったのである。

3. 「語られてはならないこと」をめぐるせめぎあい

「語られないこと」と「語されること」をめぐる政治的なせめぎ合いが生ずるのはここにおいてである。口述書においてトキが語ったことは、悦氏のごく近い範囲で共有された「語られてはならないこと」であった。それをトキが語ることは、悦氏の周囲のローカルな「状況」からの離脱を自ら宣言していることになるのである。

一方、トキが語ったことは、口述書の読み手にとって「語られた事実」となる。こうした「事実」は、「語られないこと」を知っていくプロセスのなかに位置づけられる場合もあれば、「語られるべき事実」として受け取られる場合もある。この受け取られ方の違いによって、トキの口述書は「怪文書」と位置づけられたり、「真実の物語」として位置づけられたりするのである。

口述書と読み手との緊張関係は、人類学者や歴史家と読み手との間に敷衍させて考えることができる。人類学者や歴史家は、ローカルな「状況」において語ってはならないことに気を配りながら、語られないことを知ろうとする。この結果、知ったことがあっても、人類学者や歴史家は、それが語られてはならないことであるならば、語ったり、書いたりすることを躊躇う。こうした場合、私たちは、そこで近代科学的な表象の作法や、「状況」に参与する人たちの間で了解されているルールを意識して、人びとに広く知られている事実に基づいて書くという選択をしたくなるかも知れない。こうした記述は、例えば「東京の華僑社会と呼ばれる状況」に参与する人たちの多くが知っていることを、その「状況」に参与していない人たちに向けて書く

といった事態である。

歴史家が「状況」の参与者それを、類型化することのできない歴史的にユニークな存在ととらえ、実名を用いて記述するのに対して、人類学者は、ある参与者を多くの人たちの代表例としてとらえ、仮名を用いて記述しがちであるといった違いはあるものの、近代科学的な表象の作法やローカルなルールに従った人類学者や歴史家の記述は、学術的にも倫理的にも申し分のない記述のように見える。しかし、このような記述では、单一音声的な事実の情報源が誰かは問われる反面、記述者がどのような意図を持って書いたのか、記述が向かう読み手がどのような文化的な背景を持つ人なのかは曖昧にされる。「状況」と「状況」への参与者が客観的な事実として表象されることで、記述者や読み手と「状況」への参与者との間に生じている権力構造が不間にされるのである。それでは語られたり、語られなかつたりする悦氏の周囲の起伏のある知識を記述するという点では不十分であるし、まして語ることができない人びとの「状況」を描くことなどはおぼつかないのであろう。

4. どう書くべきか、どう読むべきか

語られてはならないとされることを東アジアの移民を対象とする人類学者や歴史家が語ったり、書いたりするには文化に抗して書く必要がある。そのためにまず必要となるのは、「状況」への参与者の間のリアリティを、参与者の間で広く知られた平らかな事実ではなく、参与者どうし、あるいは参与者と人類学者や歴史家、読み手の間で知識が伝達される様式のせめぎあいに求める視点である。人と人とが知識の伝達をする「状況」では、「語られること」と「語られないこと」が参与者によって定義される。人類学者や歴史家は、何が語られ、何が語られなかつたかということに加えて、「語られること」と「語られないこと」が参与者の間でどのように定義されるかについてより注意を払わなければならないのである。

ローカルな「状況」との葛藤が生ずるのはこの地点である。悦氏の周囲がそうであるように「知っていることを語ってはならない」という発話のルールが存在する場合、語られてはならないことを書くことはそうしたルールに違反する。しかし、人類学者や歴史家にとってこのこと以上に大きな葛藤をもたらすものは、知識の伝達をめぐる近代科学的な作法の方である。「知っていることを語ってはならない」とされるような「状況」で「語られたこと」を人類学者や歴史家が記述するような場合、しばしばそれが単一音声的ではないという理由で、黙殺されることが多いからである。人類学者や歴史家が書くことを躊躇うのはこうした場合である。

このように見てくると、トキの口述書が、人類学者や歴史家が文化に抗して書くうえでの水先を示唆していることに気づく。必ずしも自覚的ではないにせよ、トキがさまざまな葛藤に直面しながら自らの半生を語っているからである。トキが直面する葛藤のなかには、「知っていることを語ってはならない」という「状況」において語ろうとしていることに加えて、「女性は男性に翻弄される存在であり、虐待などを受けながら、自らの力でそこから逃れることができな

い」とする周囲の見方と、自らの力でそれに対処してきたというトキの自負との葛藤もある。こうした周囲の憶断は、悦氏を糾弾し、世論を喚起しようとする政治的な意図にも利用される。トキの口述書は、そうした文化に抗する企てとして読むことができる。それを近代科学的な制度に即して单一音声的に読んでしまうことは、口述書が備えている機微を損なうことになるのである。

V 結びに代えて

本稿は、執筆者のうちの一人（岡野翔太）が史料収集の過程で入手した「悦氏（仮名）の経歴に関する口述書」をどう読むかについて、クリフォードのかつての議論を思い起こしつつ、「書くことが憚られること」をエスノグラファーはどう文化に抗って記述することが可能か、という問い合わせに関連づけて考察を試みたものである。

口述書では、その伝達のされ方に関して、悦氏の生業や交友関係、前科についてなど、悦氏のごく近い範囲で語られないままで共有され、周囲に秘匿されてきた知識と、広い範囲で共有された知識の二つの異なった知識を区別することができる。悦氏をめぐる移民やその周囲の人たちのリアリティは、こうした「語られない知識」を共有する人たちと、「語られた知識」のみを共有する人たちの二重の「状況」のなかに見いだせるのである。

口述書でトキが語ったことは、ちょうど人類学者や歴史家がフィールドワークや史料の発掘を通じて知るのと同じような情報である。こうした情報に基づいて歴史学的な、あるいはエスノグラフィックな叙述をするのが憚られることも少なくない。人類学者や歴史家は、「状況」への参与者がどのように知識が伝達される様式を定義しているかに配慮するとともに、近代科学的な表象の作法がどのように人類学者や歴史家に記述を支配するかに配慮し、それに抗ってリアリティを記述しなければならないのである。

人類学者や歴史家が抗すべき文化の一部として本稿での考察の背景に関わっていながら、本稿では十分に論ずることができず、今後の課題とせざるを得ない次の3点についても少し触れておきたい。

一つは、人類学者や歴史家が描く人物像に関わっている。これまで東アジアの移民に関する歴史学的、ないし人類学的研究では、移民を無垢の市民としてとらえがちであり、現在の基準で好ましくないとされる人格や行為、性癖については、控え目に記述される傾向にあった。この傾向は、それ自体、人類学や歴史学において制度化された表象の作法の一部であるとともに、知識の伝達をめぐる「状況」への参与者の定義を反映したものでもある。「状況」に参与する人たちの、「悪行」や「悪徳」も含めた経験は、歴史学や人類学における表象の作法に抗しつつ、「状況」への参与者がどのように知識が伝達される様式を定義しているかを参照することで浮き彫りになってくるのである。

本稿で十分に論ずることのできなかった二つ目の点は、代弁者としての人類学者や歴史家に関わっている。人類学者や歴史家は、「状況」への参与者に対して「客観的な代弁者」という安全な立場に立とうとするかも知れない。しかし、ローカルなレベル、そして近代科学的な表象の作法のレベルで、人類学者や歴史家が知識の伝達に関する定義とルールから自由ではないとすれば、参与者が語らないことを代弁するという人類学者や歴史家のミッションは危ういものと言わざるを得ない。「代弁」が「語られなかつたこと」を代わりに語ってしまうことで、本来、「語られなかつたこと」が、広く知られたこととして語られてしまうからである。

「代弁」の持つ危うさは、本稿で論ずることのできなかつた三つ目の点である「当事者」を名のることが持つ危うさにも関わっている。これまで自身を研究の対象ともしている人類学者や歴史家は、そうではない人類学者や歴史家とは異なつた知見に到達できると考えられてきた。しかし、人類学者や歴史家が文化に抗して書く（べきだ）とすれば、人類学者や歴史家は当事者にはなり得ないし、なるべきではないということになる。もしも当事者である人類学者や歴史家が、他の人類学者や歴史家とは違つた意味で「状況」に参与するのだとすれば、文化に抗して書くことはおぼつかなくなるからである。

エスノグラフィックな記述において抗すべき文化は、人類学者や歴史家に外在するのではなく、多様な仕方でその内面にある。「書くことが躊躇されること」についてエスノグラフィックに記述することは、そうした内なる文化に抗して書く具体的な戦略の一つとなる。トキの口述書はこうしたテクストとして読むことができるのである。

付記 本稿の執筆は、執筆者3名で繰り返し口述書を読み込んでいくなかで分析・考察を進めた。岡野がテクストの背景をまとめ、略年譜を作成した。テクストを分析するための方法論として、林が複数の読みができるテクストのリアリティに即した分析方法を検討し、宮原はWriting Cultureの議論に基づいて口述書のテクストをコーディングしながら、テクストに即した考察を行つていった。テクストの考察すべき点は議論を通して明らかにしていった。

謝辞 本稿の執筆にあたつては、大阪大学グローバルイニシアティブ機構・島薗洋介先生からエスノグラフィック・スタディの立場からきわめて示唆に富むご助言をいただいた。また、本稿は当初、歴史叙述、人類学的記述のコミュニケーション論的再考をめざそうとしたが、2名の査読者からスピーチ・コミュニティの概念の適用に対する準備不足に加え、発話ではない書かれたテクストを扱う困難についての指摘があり、テクストの紹介と論点の指摘を主眼とすることとした。難産であった本稿をなんとか形にすことができ、助言者、査読者の方々にこの場を借りて御礼申し上げる。とはいえ、もとより本稿の議論の責任は、執筆者ら3人にある。本稿を通して論じきれなかつた課題は、筆者らが得た論点に即して、またいつの日か論じたいと考えている。

引用・参照文献

- 黄嘉琪 2013「日本統治時代における『内台共婚』の構造と展開」『比較家族史研究』第27号, 128-155頁。
- バフチン, M. M. 2002『バフチン言語論入門』桑野隆・小林潔訳, セリカ書房。
- フェアクラフ, N. 2012『ディスコースを分析する—社会研究のためのテキスト分析』日本メディア英語学会談話分析研究分科会訳, くろしお出版。
- 横浜華僑総会正常化弾圧事件裁判資料集刊行委員会編 1977『横浜華僑総会正常化弾圧事件裁判資料集一日中友好の裏側で』横浜華僑総会。
- Atkinson, P. 2017. *Thinking Ethnographically*. SAGE.
- Clifford, J. 1986 “Introduction: Partial Truths,” in Clifford, J. and George E. M. (eds.). *Writing Culture: The Poetics and Politics of Ethnography*, University of California Press, pp. 1-26.